

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
株式会社パルトゥー	徳島県板野郡松茂町中喜来字中瀬堤外17-1

2. 指名停止措置期間

令和8年3月24日 から 令和8年4月23日 まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

(株)パルトゥーの従業員は、令和7年9月19日に徳島簡易裁判所から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑を科され、令和7年10月7日に刑が確定した。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当する。

指名停止措置要領 別表第2

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

問い合わせ先（○主な問い合わせ先）

四国地方整備局 総務部契約課 087-811-8303（直通）

契約課長 山本 隆

○課長補佐 瀬川 晋士